

令和5年度 こども家庭庁 ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業
Q&A

■助成の金額、期間等について

Q 申請額は100万円でなくてははいませんか？

また助成金は全額を使い切らなければなりませんか？

A 申請の上限額が100万円です。適切に無理なく実施できる事業計画に基づき、適正な金額を申請してください。

助成金額のうち、残金が生じた場合は返金対応が必要となります。また、助成金額を超過した場合は、申請団体様側の負担となります。

Q 助成対象期間は2024年1月31日までですが、助成対象期間終了より前に助成金を使い切る計画でも構いませんか？

A 2024年1月31日までに実施する、当該事業にかかる経費が対象となります。

助成対象期間の終了前に事業が終了してもかまいません。事業が終了しましたら、速やかに事業完了報告をご提出ください。

■対象経費について

Q LINEの有料プランの利用料は、認められますか？

A いいえ。電話やインターネットおよび関連サービスの費用は対象外です。

Q フードチケットを導入しているのですが、助成対象事業に限定して配付する場合に、対象経費になりますか？

A 当該事業のみで利用できるチケットであり、かつ換金性のないものであれば、助成対象となります。

Q 食材(食材料費)と 使い捨て弁当箱、洗剤等(調理に使う消耗品費)を買った場合 領収書を分ける必要がありますか？

A 領収書は、①②③の経費別、さらに費目別に分けてください。

消耗品費は、使い捨て弁当容器のように、食事や食糧の提供・配付に使用するものは①食事等支援経費、食堂で使用する洗剤や調理器具のように配付しないものは②管理運営経費 になります。

例えばご質問のケースでは、次のようにそれぞれ領収書を分けてください。

食材・食材料 → ①食事等支援経費 > 費目:食糧費

弁当箱・割りばし → ①食事等支援経費 > 費目:消耗品費

洗剤等調理に使う消耗品 → ②管理運営経費 > 費目:消耗品費

1枚の領収書・レシートに混在した場合は、コピーをとり分けて事業完了報告書に添付してください。

Q フードパントリー等で配付する食材の買い出しや準備に関する謝金は②管理運営経費の謝金、フードパントリーを支援対象者へ郵送したり、お届けする事に関する謝金は③配送経費の謝金、という整理でよいでしょうか？

A はい、そのように整理してください。

■その他の申請項目等について

Q 2事業計画の「1回あたりの利用者数」「回数」「想定する利用者総数」について、食堂、パントリー、弁当配付など複数の事業を計画しており、利用者数や実施回数は事業によって異なります。その場合は、平均でよいですか？

A 助成対象事業について、複数の事業を計画している場合、「1回あたりの利用者数」は、それら事業で想定している利用者数の平均を記入してください。

「回数」は、それら複数の事業の開催回数の合計を記入してください。

「想定する利用者総数」には、上記で記入した「1回あたりの利用者数」×「回数」の積を記入してください。

<例> ども食堂6回(1回100人)、フードパントリー2回(1回20人)を計画している場合

「1回あたりの利用者数」→ $(100人 \times 6回) + (20人 \times 2回) \div (6+2) = 80人$

「回数」→ $6回 + 2回 = 8回$

「想定する利用者総数」→ $80人 \times 8回 = 640人$

Q 「雇用期間延べ月数」の計算方法がわかりません。具体的な計算方法を教えてください。

A 団体と雇用契約を結び、団体から賃金を支払われて事業に従事するスタッフの人数と、事業期間(2023年7月から2024年1月。最大7か月)の雇用月数の積算で算出してください。

<例> 1名が7か月従事する → $1名 \times 7か月 = 7$

■他の助成金等との区分について

Q むすびえその他の団体や行政等が実施する他の助成金と関係について。

他の助成金に採択されています。その場合、他の助成金と事業内容が異なる(実施回数を増やすなど)、あるいは費目が異なる場合は今回の事業への申請ができますか？

A 他から助成・補助を受けている事業と同一事業かつ同一費目については、助成の対象外となります。事業内容(事業期間や内容)、費目を明確に区分してください。

(領収書の区分の観点からは、助成対象期間を分けることをお奨めします。)

■食事等支援経費の「1支援あたり500円」の考え方について

Q 1支援とはどう考えたらいいですか？

A 1支援とは、「1食分の食事支援及び学用品、生活必需品の支援」です。500円はあくまで目安とお考え下さい。フードパントリーでは1回にまとめて数人分・数食分をお渡しすることも可能です。

なお、500円は食事の場合の目安ですので、学用品や生活必需品等は社会通念に照らして、適切な金額を計上してください。